

## 議案第 50 号関連資料

### 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

#### 1 改正の趣旨

介護保険法施行令の改正に伴い、令和 8 年 3 月議会において、令和 8 年度の介護保険料算定の特例措置（令和 7 年度税制改正の影響を遮断するための措置）を行うための条例改正を行いました。当該特例措置の対象となる者の一部について、申請によることなく職権により減免することができる旨が国により示されたことから、本市においても国の方針に基づき当該減免（特例減免）を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

##### （1）減免の対象者

本人又はその世帯員が、令和 7 年度、令和 8 年度とも市民税非課税で、上記特例措置により令和 8 年度の介護保険料の算定では市民税課税とみなされる者等。

##### （2）減免の内容

令和 8 年度に限り、課税とみなされた段階の額から非課税となる段階の額となるよう、その差額について減免を行う。

##### （3）減免の方法

申請によらず、職権により介護保険システム上で一括して減免を行う。

#### 3 その他

県内他市や各中核市のうち、介護保険システムが特例減免に対応している自治体については、基本的に本市と同様に特例減免を実施する見込み。

#### 4 施行期日

条例公布の日

#### 《参考》

##### 令和 8 年度介護保険料算定の特例措置

令和 7 年度税制改正における給与所得控除の最低保障額引き上げによる第 9 期介護保険事業計画の保険料収入の不足を避けるため、令和 8 年度の介護保険料算定に限り次の措置を行う。

##### （1）給与所得控除額の調整

合計所得金額を令和 7 年度税制改正前の水準まで引き上げる。

##### （2）市民税課税・非課税の判定

（1）に基づき算定した合計所得金額によって、課税・非課税を判定する。これにより、市民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合がある。